

別府市

子ども・子育て 支援事業計画

第2期

ダイジェスト版

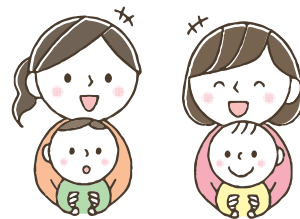
(令和2年度～6年度)

第2期 子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨

別府市では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、2014（平成26）年度に「別府市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての支援充実を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

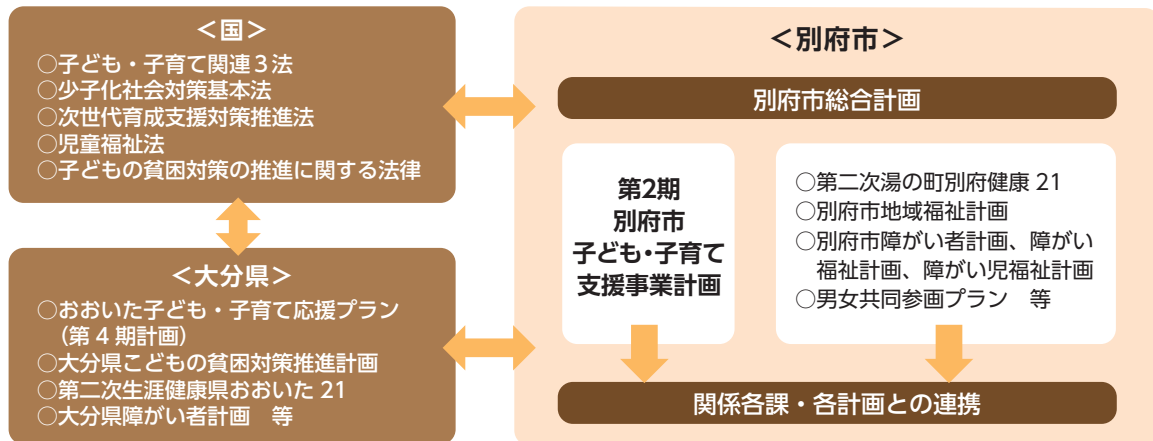
しかし、社会情勢は少子化の流れが留まることなく、加えて子どもの貧困問題が表面化したことから、国は2016（平成28）年2月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、2019（令和元）年5月には「幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受け別府市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行い、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期別府市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



計画の位置付け

国・県との連携を図り、関連施策との総合的・一体的な推進を図っていきます。



計画の期間

本計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間です。

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
別府市子ども・子育て支援事業計画(第1期)									
					別府市子ども・子育て支援事業計画(第2期)				

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について(概要)

改正の主な内容 (概要)

- 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
 - ◆「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の活用を図ること。
- 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
 - ◆子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ◆児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化等を図ること。
- その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
 - ◆幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下追記
 - ◆市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。



(引用先：内閣府子ども・子育て会議資料から一部抜粋)

別府市の人口の推移・就労の状況及び子育て支援に関わる課題

65歳以上（老年人口）は増加し、15～64歳（生産年齢人口）、0～14歳（年少人口）は減少しており、別府市は少子高齢化傾向となっています（図1）。

子ども人口も総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、2019（平成31）年には8.7%となっています（図2）。

図1

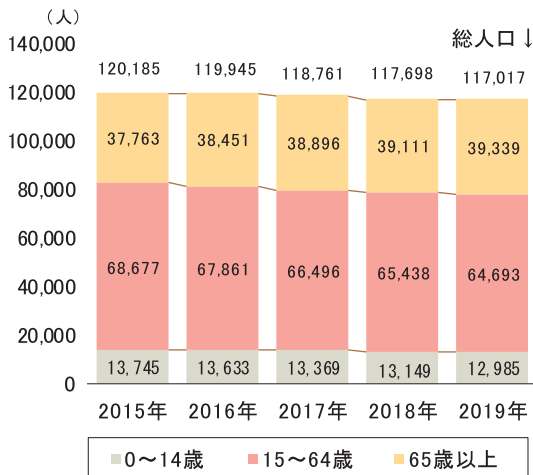
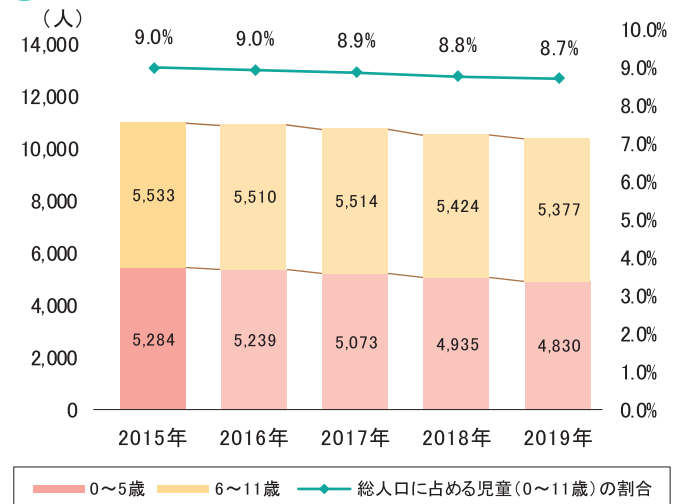


図2



15歳以上の就業率の推移をみると、男性の就業率は減少しているが、女性の就業率は増加傾向となっています（図3）。

また本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議での意見、実態調査の結果及び第1期計画の施策進捗評価に基づき以下の『6つの課題』をあげました（表1）。

図3

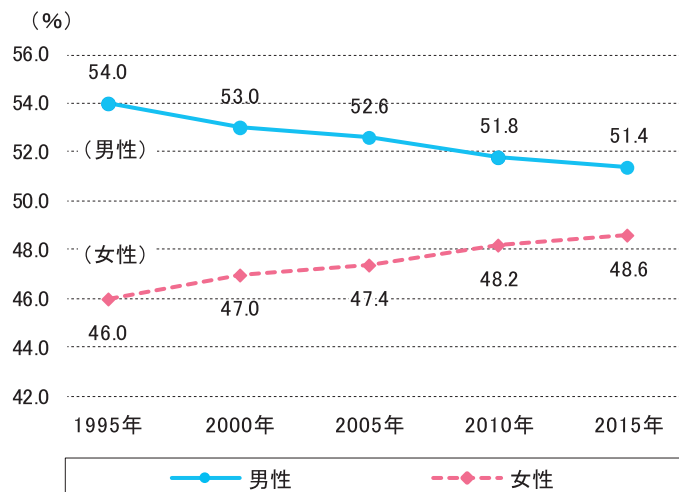


表1

子育て支援に関わる『6つの課題』

- 課題1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実
- 課題2 親と子の健康の確保及び増進
- 課題3 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 課題4 地域における子育ての支援
- 課題5 子育てを支援する生活環境・安全の確保
- 課題6 要保護・要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

資料：総務省「国勢調査」

※就業率とは、生産年齢人口に占める総就業者数を男女別にみた割合

第2期計画の基本理念・基本方針・施策体系

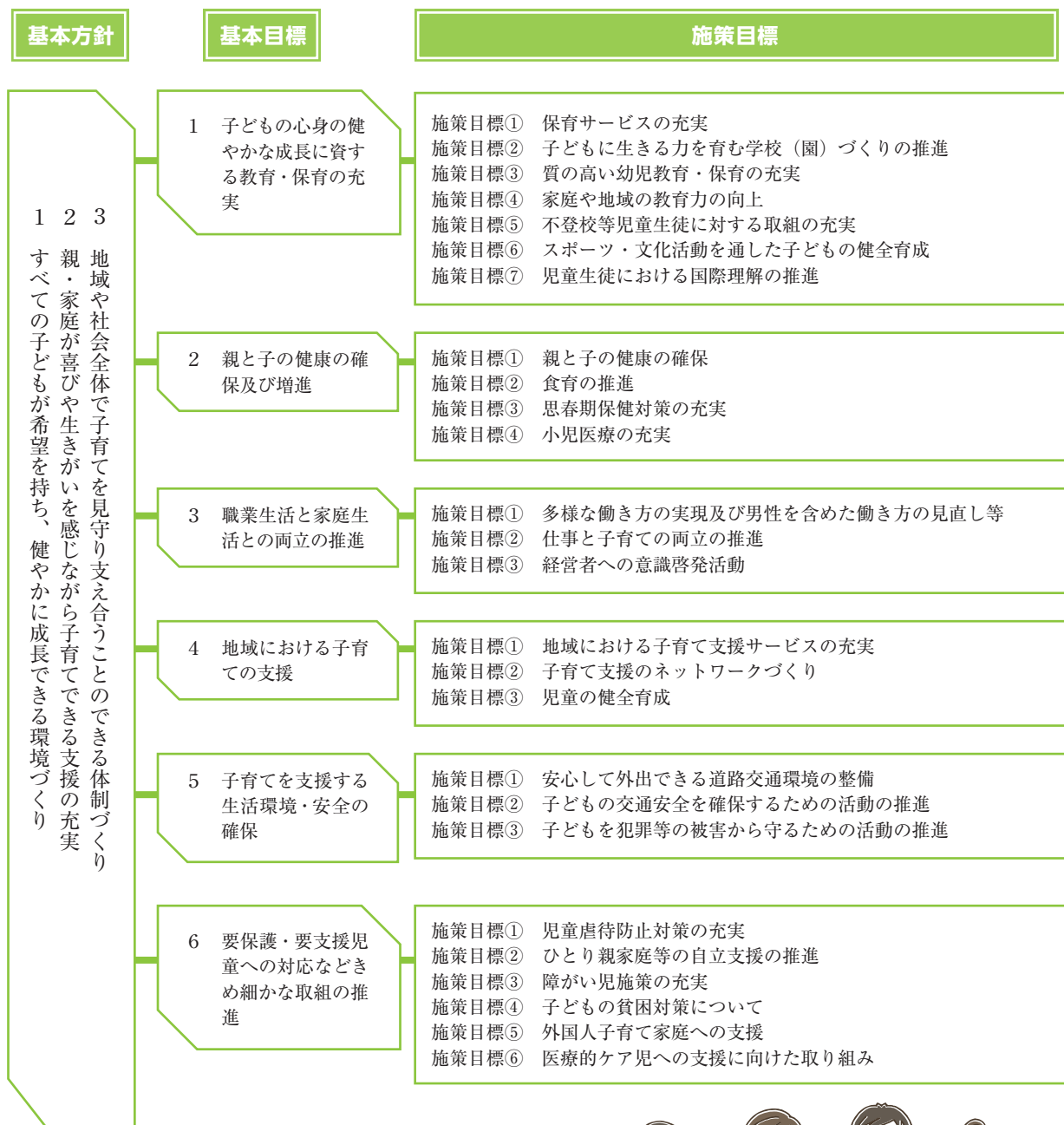


本計画では、以下の基本理念や基本方針を踏まえ、『6つの基本目標』を掲げ、体系的に「第2期別府市子ども・子育て支援事業計画」を推進するための施策を展開していきます。

計画の施策体系

《基本理念》

『湯けむりとめくもりのなかで、子育てしやすいと実感できるまち』



第2期計画における各施策の展開



別府市では、前期計画（第1期計画）に係る必要な見直しを2019（令和元）年度に行い、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を期間とする第2期計画（本計画）では以下の『6つの基本目標』を掲げ、各施策を展開し事業の充実を図ります。



【基本目標1】 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育の充実

施策目標① 保育サービスの充実

- (1) 通常保育の充実 (2) 延長保育の充実 (3) 一時預かり事業の拡充
- (4) 休日保育の充実 (5) 病児保育の確保 (6) 乳児保育の受け入れ促進
- (7) 障がい児保育の充実 (8) 保育に伴う経済的負担の軽減 (9) 認可外保育施設への助成

施策目標② 子どもに生きる力を育む学校（園）づくりの推進

- (1) 開かれた学校（園）づくり (2) 「主体的・対話的で深い学び」を創造する授業の推進
- (3) 知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成

施策目標③ 質の高い幼児教育・保育の充実

- (1) 幼稚園・保育所・小学校の連携 (2) 幼稚園教諭等の資質向上
- (3) 地域との連携

施策目標④ 家庭や地域の教育力の向上

- (1) 別府市青少年育成市民会議リーダー研修会の開催 (2) 家庭教育の支援

施策目標⑤ 不登校等児童生徒に対する取組の充実

- (1) 校内の指導・支援体制づくりの充実 (2) 不登校児童生徒の早期発見・早期対応
- (3) 不登校児童生徒への支援

施策目標⑥ スポーツ・文化活動を通じた子どもの健全育成

- (1) 中学校体育連盟補助事業の推進 (2) 中学校運動部活動の推進
- (3) キッズスポーツ体験教室の実施と啓発 (4) 芸術・文化活動の推進

施策目標⑦ 児童生徒における国際理解の推進

- (1) 幼児・児童生徒における国際理解の推進

【基本目標2】親と子の健康の確保及び増進



施策目標① 親と子の健康の確保

- (1) 妊婦の健康確保・増進
- (2) 子育て支援ネットワークの充実
- (3) 育児不安軽減のための支援の充実
- (4) 乳幼児健康診査及び予防接種体制の整備
- (5) 保健センターの活用
- (6) かかりつけ医の普及・啓発
- (7) 子ども医療費の助成
- (8) 不妊治療費の助成
- (9) 育成医療費の助成
- (10) 母子健康手帳の交付

施策目標② 食育の推進

- (1) 食事の楽しさや大切さの普及・啓発活動の充実

施策目標③ 思春期保健対策の充実

- (1) たばこ・アルコールの害から体を守る活動の推進
- (2) たばこ・アルコール・薬物等の防止教室の実施
- (3) 保健教育の推進

施策目標④ 小児医療の充実

- (1) 休日・夜間の診療体制の整備
- (2) 事故防止意識向上のための機会の充実

【基本目標3】職業生活と家庭生活との両立の推進

施策目標① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

- (1) 固定的な性別役割分担の意識の是正と、真の男女平等意識醸成に向けての広報・啓発

施策目標② 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 固定的な性別役割分担意識の是正と、真の男女平等意識の醸成による、仕事と子育てが両立できる環境整備の促進

施策目標③ 経営者への意識啓発活動

- (1) 事業主等の意識改革推進のための広報・啓発

【基本目標4】地域における子育ての支援

施策目標① 地域における子育て支援サービスの充実

- (1) 地域子育て支援拠点事業の充実
- (2) ファミリー・サポート・センター事業の充実
- (3) 情報提供とサービス利用の円滑化
- (4) 地域と保育所（園）の一体化

施策目標② 子育て支援のネットワークづくり

- (1) 子育てに関する情報の提供
- (2) 子育て支援ネットワークの整備

施策目標③ 児童の健全育成

- (1) 放課後児童クラブと放課後子供教室の充実（新・放課後子ども総合プランの推進）
- (2) 母親クラブの充実
- (3) 児童館の設置及び活動内容の充実
- (4) 公民館等を活用した放課後や休日の子どもの居場所づくりの推進
- (5) 世代間交流事業の推進
- (6) 地域教育力の活用の推進
- (7) 自然体験活動等の推進
- (8) 児童手当の支給



【基本目標5】子育てを支援する生活環境・安全の確保



施策目標① 安心して外出できる道路交通環境の整備

- (1) 子ども連れで安全・安心に通行することができる道路環境の整備の推進

施策目標② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- (1) 児童・園児の登校（園）時の交通安全の確保
- (2) 交通安全教室の開催
- (3) 通学路の点検

施策目標③ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (2) 警察署交番を核にした防犯ネットワークづくり
- (3) 青色防犯パトロール車活動による見守り
- (4) 有害図書等の区分陳列及び表示図書等の自主規制の推進
- (5) 有害図書等の自動販売機の新規設置の有無の注視継続
- (6) インターネットによる有害情報へのアクセス防止
- (7) 酒類・たばこ等関係業者への販売にかかわる整備

【基本目標6】要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策目標① 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止ネットワークの充実
- (2) 相談活動の充実
- (3) 広報等による情報提供
- (4) 学校教育における児童虐待防止への取り組み
- (5) 保健指導や健診による虐待予防・早期発見の取り組み
- (6) 養育支援事業
- (7) 地域子育て支援拠点施設における児童虐待防止への取り組み
- (8) 子ども家庭総合支援拠点事業の充実

施策目標② ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) 子育て短期支援事業の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 自立に向けた支援の充実

施策目標③ 障がい児施策の充実

- (1) 障がい児相談支援サービスの充実
- (2) 在宅の障がい児支援サービスの充実
- (3) 在宅の障がい児通所支援サービスの充実
- (4) 自立と社会参加の促進
- (5) 経済的支援の実施
- (6) 就学支援の充実
- (7) 放課後等居場所づくりの充実
- (8) こどもの発達相談会の実施
- (9) 障がい児保育の充実

施策目標④ 子どもの貧困対策について

- (1) 「子どもの未来応援連携会議」の取組
- (2) 経済的理由による就学困難な子どもの保護者に対する経済的支援
- (3) サービスの周知
- (4) ひとり親家庭等支援が必要な家庭へのサービスの充実

施策目標⑤ 外国人子育て家庭への支援

- (1) 多言語版子育て情報の発信
- (2) 外国人子女等教育相談員派遣事業の推進
- (3) 育児に関する支援の充実
- (4) 外国籍家庭への適切な支援

施策目標⑥ 医療的ケア児への支援に向けた取り組み

- (1) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- (2) 就学に関する支援
- (3) 保護者への寄り添い支援
- (4) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第2期)のポイント



2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。2015(平成27)年4月からスタートした、この法律と関連する法律に基づく、子育て支援の仕組みでは、子育てをめぐる現状から別府市では主に以下の点について充実を図ります。

幼児期の教育・保育の提供体制の確保

①保育の提供体制

- ・既存の認可保育所の増改築や認定こども園への移行などの際に定員の見直しを行うことにより対応する。
- ・0歳児から2歳児までの保育を対象とする地域型保育事業の新設により対応する。
- ・幼稚園における預かり保育を継続して実施することにより、幼稚園の利用を希望する共働き家庭のニーズに対応する。

②幼児教育の提供体制

- ・計画期間を通して利用定員が量の見込みを上回っており、定員の変更をおこなう必要はないものと考えます。



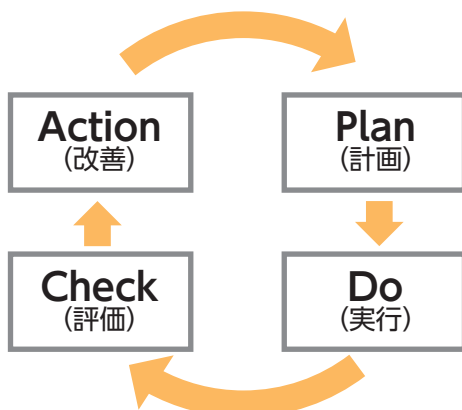
地域子ども・子育て支援事業の充実

- ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤-1 養育支援訪問事業
- ⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧-1 一時預かり事業 (a: 幼稚園型以外)
- ⑧-2 一時預かり事業 (b: 幼稚園型) ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

計画の推進に向けて



本計画に基づく施策を推進するため、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。



第2期 別府市子ども・子育て支援事業計画 ダイジェスト版

発行日 2020(令和2)年3月
発行元 別府市 福祉共生部 子育て支援課
住 所 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号
TEL 0977-21-1111 (代表)